

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年11月12日
照会部署名 中部ブロック本部厚生年金適用支援G
照会担当者 マニュアルインストラクター 栗本 孝広
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認

瀬上

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.0000—000	本部受付番号 No.2010—1110
------------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

随時改定における起算月について

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

厚生年金保険健康保険 適用 業務処理マニュアル IV-1-4

(内容)

<照会に係る諸規程等の名称、条文番号等>

社会保険業務処理マニュアル疑義回答一覧(平成20年1月17日)

通番158 分類コード1401-4

疑義内容「昇給と併せて給与の締め日が変更となった場合、昇給し最初の支払額に対する支払基礎日数が17日未満(締め日変更による)となる場合について月変不該当とすべきか。又は、正常な支払基礎日数となる翌月から3カ月を見て随時改定するのか。」

回答「締め日の変更により給与計算の途中となる月を除き、翌月から3か月を見ることが適当である。」

厚生年金保険健康保険適用業務処理マニュアルIV-1-4より抜粋

「賃金計算の途中に変更があった場合には、正しく反映された月を起算月として随時改定する。手当ても基本給でも賃金計算後が17日以上あっても同様とする。」

固定的賃金の変動や賃金体系の変更と一緒に給与の締め日が変更となった場合についての随時改定における起算月は、正しく反映された月とすると示されておりますが、給与の締め日の変更を伴わずに、賃金計算の途中で固定的賃金の変動や賃金体系の変更があった場合は、随時改定における起算月は以下のいずれになりますか。

- ① 固定的賃金の変動や賃金体系の変更があった支払月
- ② 固定的賃金の変動や賃金体系の変更が正しく反映された支払月

〈対応案〉

社会保険業務処理マニュアル疑義回答一覧（平成20年1月17日）通番158 分類コード1401-4によれば、締め日の変更を伴う場合のみ起算月を変動があった月の翌月とすると読み取れるので、①であるものと思料します。

一方、厚生年金保険健康保険適用業務処理マニュアルIV-1-4によれば、締め日の変更に限定していないため、起算月は変動があった月ではなく正しく反映された月とすると読み取れるため、②であるものと思料します。

社会保険庁により示されている疑義照会回答内容と異なることから、厚生年金保険健康保険適用業務処理マニュアルの記載内容に疑義が生じましたので、機構本部に照会いたします。

(本部回答)

ご照会の件については、②「固定的賃金の変動や賃金体系の変更が正しく反映された支払月」が正しい起算月である。

なお、隨時改定における起算月の考え方については、厚生労働省年金局より、以下のとおりの解釈が示されているところであるので、これを踏まえ、適切な運用を図られたい。

○隨時改定の時期について

隨時改定の起算月については、隨時改定が固定的賃金の変動や賃金体系の変更（以下「固定的賃金の変動等」という。）を要因としていることから、一の給与計算期間全てにおいて固定的賃金の変動等が反映された報酬が支払われた月を起算とし、以後3か月の報酬により高低の比較をすることが妥当である。

【事例 1】

○給与計算期間：毎月 1 日～末日、給与支給日：翌月 10 日

○ 1/5 日給→月給

- ・ 2/10 支給 (1/1～1/4 日給、1/5～1/31 月給日割)
- ・ 3/10 支給 (2/1～2/28 月給)
- ・ 4/10 支給 (3/1～3/31 月給)
- ・ 5/10 支給 (4/1～4/30 月給)

※変更後の報酬が実績として確保された3月を起算として、6月の随时改定に該当するか否かを判断

【事例 2】

○給与計算期間：毎月 1 日～末日、給与支給日：翌月 10 日

○ 1/21 日給→月給

○ 3/21 月給→日給

- ・ 2/10 支給 (1/1～1/20 日給、1/21～1/31 月給日割)
- ・ 3/10 支給 (2/1～2/28 月給)
- ・ 4/10 支給 (3/1～3/20 月給日割、3/21～3/31 日給)
- ・ 5/10 支給 (4/1～4/30 日給)
- ・ 6/10 支給 (5/1～5/31 日給)
- ・ 7/10 支給 (6/1～6/30 日給)

※日給制から月給制に変更となった報酬が実績として確保された3月を起算として、3、4、5月の報酬を基に6月随時改定に該当するか否か判断。更に、月給制から日給制に変更となった報酬が実績として確保された5月を起算として、5、6、7月の報酬を基に8月随時改定とするか否かを判断

【事例3】

○1月から4月の各月において固定的賃金の変動があった場合

- ・ 1月給与 18万円
- ・ 2月給与 20万円
- ・ 3月給与 19万円
- ・ 4月給与 17万円

※以下のとおりの取扱いとなる。

- ① 1、2、3月の報酬を基に4月随時改定に該当するか否かを判断
- ② 2、3、4月の報酬を基に5月随時改定に該当するか否かを判断
- ③ 3、4、5月の報酬を基に6月随時改定に判断するか否かを判断
- ④ 4、5、6月の報酬を基に7月随時改定に該当するか否かを判断

回答日 平成22年11月15日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G
回答作成者 (一般) 村上 泰史
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認
(軽微なものについてはグループ長)

山上